

恵庭市告示第23号

道路の区域決定（変更）に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路区域を次のとおり決定（変更）する。

その関係図書は、恵庭市建設部管理課に備え置いて、令和5年3月8日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月22日

恵庭市長 原田 裕



区域決定（変更）路線

路線番号	路線名	変更区分	敷地幅員	実延長	総延長	備考
0441	柏木中央5番線	前	8.00m	290.1m	307.6m	
		後	8.00m~9.80m	290.1m	307.6m	

道路の区域決定（変更）に
関する関係図書縦覧場所

縦覧期間

令和5年2月22日から

令和5年3月8日まで

対象路線

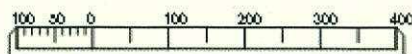
柏木中央5番線

位置図：柏木中央5番線

0441 柏木中央5番線



縮尺 1 : 10000



区域変更図

地番 : 12-3
面積 : 50.81m²

けいおう公園

茂漁川

恵有人道橋

縮尺 1 : 1500

